平成２３年（フ）第３６６号
兵庫県姫路市林田町下構182番地市営下構住宅４棟412号
債務者　竹内　繁和
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第４５７号
兵庫県高砂市米田町島142番地の３
債務者　久木原拓也
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第４６５号
兵庫県相生市若狭野町雨内800番地の141
債務者　藤木　孝信
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第４８１号
兵庫県姫路市高尾町96番地　高尾住宅704号
債務者　石尾　　武
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第８５５号
広島市南区東雲本町２丁目４番19―502号
債務者　渡部　弘二
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９９号
福岡県久留米市藤光町925番地648、住民票上の住所熊本県阿蘇郡南小国町大字赤馬場131番地
債務者　佐藤　和弘
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第２１０号
福岡県久留米市田主丸町常盤796番地２　ひばりがわコーポ２―A、前住所福岡県久留米市田主丸町殖木800番地２　コーポラス田主丸Ⅱ20B
債務者　山田　郁美
1　決定年月日時　平成23年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第２４８号
福岡県久留米市国分町403番地１、前住所福岡県久留米市青峰３丁目８番1413号
債務者　松本　恵理
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第２４２号
大分県別府市鶴見1026番地の10　別府リハビリテーションセンター障害者支援施設にじ、住民票上の住所大分市中島東１丁目１番７号春光ビル303
債務者　都甲　久美
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２８８号
大分市大字鴛野1486番地の２　市営１A３―39
債務者　篠田　直美
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４１号
鹿児島県指宿市東方11189番地３
債務者　石坂恵智子
1　決定年月日時　平成23年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２３年（フ）第３１号
秋田県大仙市大曲日の出町１丁目19番12号、前住所秋田県大仙市幸町４番50―６号　愛コーポサフランG号
債務者　高山　祐樹（旧名万理）
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２３年（フ）第６６４号
兵庫県尼崎市東園田町４丁目９番地の１　エクシード園田305、前住所兵庫県尼崎市田能１丁目15番18号
債務者　立津　千晴（旧姓田内）
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４１号
福岡県直方市大字下新入433番地23
債務者　稲益　裕太
1　決定年月日時　平成23年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第６１号
福岡県直方市大字下境3971番地18
債務者　宮田　孝志
1　決定年月日時　平成23年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第６５号
福岡県直方市大字頓野1029番地16
債務者　楠見　哲士
1　決定年月日時　平成23年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第１１０号
熊本市長嶺南６丁目11番17号
債務者　杉本　和美
1　決定年月日時　平成23年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部